

本一かわら版

令和6年3月号
(第53号)
発行：本所一丁目町会
発行責任者：岩野全克
編集：雅美 沙絵
福原 竹内

新年行事あれこれ

本所一丁目町会 町会長 鈴木 慎太郎

今年は寒暖の変化が大きく、行きつ戻りつしながらも春が近づいています。厩橋のたもとの桜のつぼみもほころび始めています。皆様、お元気にお過ごしのことと存じます。

令和六年も次々に新年の行事が行われ、町会活動が始動しております。新年の行事はどなたも（節分会は子どものみ）参加できます。来年も奮ってご参加ください。

一月三日には、町会及び各会の役員を中心に、牛嶋神社へ初詣に参りました。今年は総勢三〇名を超える大所帯となりました。宮司に祈禱を挙げていただき、この一年の町会の安泰と町会員の皆様のご健康を祈ってまいりました。

一月十四日には、地域プラザビッグシップにおいて町会新年会を開催いたしました。各会の役員や町会員の皆様一堂に集まる数少ない機会です。六十七名の参加があり、料理や飲み物を楽しみながら歓談しました。どのテーブルでも話が弾んでおりました。魁太鼓や頭の木遣歌の披露もあり、賑々しく親睦のひと時を過ごしました。

一月二〇日は、たんぼぼ遊園にて厩橋地蔵の初地蔵が行われました。川風の冷たさにもかかわらず大勢の方がお参りにみえました。実相寺の住職がお経をあげてください、それぞれ線香をあげました。お参りの後には、女性部によって熱々のお汁粉が振舞われ、冷えた体に温かさや甘さが染み渡るようでした。

二月三日は、町会会館において、節分会（せつぶんえ）を行いました。節分会は睦会が主催し、町会役員もお手伝いします。今年は例年より多く二十九名の子どもが参加し、「福は内」の元気な声とともに、盛大に邪気祓いの福豆をまきました。睦会が本一トリアのクイズを行い、一問ごとに歓声上がる楽しい会となりました。子どもたちはお土産をもらって帰りました。

季節の変わり目は、不慮の出来事が起こりやすいとされており、節分会は、冬から春へと変わる節目である立春の前日に、悪いものを払い、幸運を呼び込むようにと願う行事です。なるほど、季節の変わり目は体調を崩したりしがちです。また、年度の変わり目を迎えて、卒業、入学、入社など、生活が変化する家庭もあります。どうぞ皆様、ご無事でよい春をお迎えください。



節分会

本一睦会 岡崎 修一

二月三日、会館において町会、睦会、育成部合同による節分会を催しました。

四十名もの子供たちに参加してもらい、豆まきをした後に、景品が当たるクイズをやった最後にお菓子などのお土産を配り大盛況のうちに執り行うことが出来ました。

ここで節分について少しお話させていただきます。

立春を新年ととらえて、年の変わり目の重要なこの日だけを節分と呼ぶようです。季節の変わり目に多く発生する疫病や天災を鬼に見立て、それを追い払うために「鬼は外」と豆をまいて鬼を退治する風習で、五百年もの間続いている伝統行事です。

ところで本所一丁目の節分会では「鬼は外」は言わずに「福は内」しか言いません。なぜか？ 当町には百年以上続く成田山詣での東京一講があり、現在は睦会が中心になり毎年成田山新勝寺にお参りに行っています。新勝寺のご本尊は不動明王であり、そのご本尊を豆を巻いて追い払うという事はできません。それで当町では「鬼は外」を言わなくなったと聞いております。節分は災厄を払い、一年の幸福を祈る伝統行事です。これからは絶やさずに毎年節分会を行いたいと思いますのでお力添えをお願い致します。

皆様にとって良い年になりますように「福は内」



防災部規約制定及び

部員募集について

本所一丁目防災部

部長 安川武志

最近千葉県沖で地震が多発しています。皆様も何となく不安を感じておられることと存じます。新しくこの町に來られた方たちも防災にはとても関心が高い様です。本所一丁目には防災部があることをお話しすると、「どうしたら参加できるの?」「どんな組織なの?」といった声を多く聞きます。

そこで今回はこれまでの活動を総括しつつ、これから防災部に参加される方たちにご理解を得られるように「本所一丁目町会防災部規約」を制定いたしました。

防災部の活動に参加することで災害に対する知識を深め、訓練を通じてご自身やご家族の安全を確保する力が増えます。また、地域の仲間たちと連携して防災活動に取り組むことで絆が深まり、コミュニティ全体が強化されるでしょう。

皆様のご参加をお待ちしています。

【お問い合わせ】

防災部への参加や質問については、本所一丁目町会HPのQRコードよりお気軽にお問い合わせください。



本所一丁目町会防災部規約

(名称)

第1条 この組織は、本所一丁目町会防災部(以下「防災部」という)と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 防災部の活動拠点は、本所一丁目町会会館とする。

(目的)

第3条 防災部は本所一丁目地域において、相互扶助の精神を基盤に、地域住民の安全に資する効果的な災害対応を促進する、またこの活動を通じて、より強靱な地域社会を築くことを目的とする。

(事業)

第4条 防災部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防災資機材等の整備に関すること。
- (4) 墨田区・消防署・消防団・警察署及び近隣町会との連携に関すること。
- (5) その他防災部の目的を達成するために必要な事項

(部員)

第5条 防災部は、本所一丁目町会員及び賛助会員をもって構成する。

(役員)

第6条 防災部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 若干名
- (3) 班長 若干名
- (4) アドバイザー 若干名

2 役員は、部員の互選による。ただし、アドバイザーは、防災に対して専門知識を有する者若しくは住民情報に詳しい者の中から、部長が指名する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員会)

第7条 役員会は、第6条第1項に定める者によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 本所一丁目町会総会に提出すべきこと。
- (2) 本所一丁目町会総会により委任されたこと。
- (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第8条 防災部は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における他組織との連携に関すること。
- (5) その他必要な事項

(経費)

第9条 防災部の運営に要する経費は、本所一丁目町会の経費をもってこれにあてる。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が定める。

付則

この規約は、2024年4月1日から実施し、改廃は本所一丁目町会役員会の議決による。

本所魁太鼓



本所魁太鼓 代表 花田明日香

こんにちは。安川依律子さん退任後、本所魁太鼓の代表を後任しました花田明日香です。私たち魁太鼓は九月の牛島神社祭りを始め、連合盆踊りや発表会などでパフォーマンスを披露しています。半纏を着て、祭りの時に叩く太鼓はとても格好良く達成感を十分に味わえます。難しい技やリズムがありますが、小学生は「楽しく叩く」中学生以上は「格好良く・楽しく叩く」を目標としているので、明るい雰囲気の中で練習をしています。最近だと一月に本所魁太鼓の新年会をビックシップで行い、皆でご飯を食べて、踊って、太鼓を叩き盛り上がりました。その中でもマツケンサンバは大人気で、煌びやかな衣装を纏い、手作りマツケン棒を持って踊ったりして、笑顔溢れる会となりました。お祭りの時だけではなく、行事があるのが本所魁太鼓の一つの魅力です。また、太鼓を通して、同じ地区だけれど、学校は違う同級生との出会いや様々な方と地域交流を深め、楽しむことが出来ます。

私自身、正社員で働いていますが、小学一年生から今まで続けられています。四十代から始めた方もいらっちゃって老若男女問わずみんなで教え合いながら練習を楽しんでいます。少しでも気になっっている方がいらっしゃいましたら左記にご連絡ください。みなさんにお会い出来る日を楽しみしております！

【練習】平日と土日

【時間】十七時〜十九時

【場所】本一会館

【連絡先】本所魁太鼓 代表 花田明日香 (honjo.sakigake@gmail.com)

